

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー7月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

災害に便乗した 悪質商法に注意！

※豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後は、
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。



豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要なのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
 - ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」
- などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。
保険で修理ができますよ！

必要ないわ。

契約しないと
帰ってくれないのかしら・・・。

無料で修理できるんですよ。
お金はかかりません。

工事はお任せください。

⚠ 公的機関のような事業者名を名乗ることもあるので注意。

こんな話にもご注意ください！

古くなったところなどはありませんか。

今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保険金できれいになります。

⚠ うその理由で保険金を請求することはできません。
(詐欺に該当する場合があります。)



実際には保険金がない・請求額より少ない、又は解約すると言ったら高額な解約金を請求されることも・・・。

◆次のような勧誘にはご注意ください！（高齢者の一人暮らしは特にご注意ください！）

- ・保険金請求代行のコンサルタント料や、修理費用はおいた保険金で対応できるという勧誘
- ・保険の対象となるかどうか確認もしないまま、保険金請求手続の代行を持ちかけるなどの勧誘

～消費者庁 HP より～

消費生活関連

7月中に12名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘、しつこい勧誘、目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・大手電力会社の電力プランについて、ガイダンスが流れる電話があった。
- ・留守番電話にセットして出ないようにしている。色々な着信があり、後からネットで検索している。
- ・電気料金やガス代が安くなるプランを案内すると言われたが断った。
- ・太陽光発電の業者から、「電気料金を見直しませんか。」と電話があった。
- ・下水道関連の業者から、「詰まりはないか。」と電話があった。
- ・大手電力会社を名乗り、「電気料金が安くなります。」と電話があったが、別の業者だった。
- ・「大手電話会社との契約の方は、利用料金が安くなる。」と電話があった。
- ・ガス会社から、「ガス料金は1カ月どの位ですか。安くなるかもしれませんよ。」と電話があった。

消費生活相談員からのコメント

今月も公共料金に関する電話勧誘について報告がありました。消費生活センターでは、消費者の方に出前講座などで、不要な勧誘はきっぱり断るよう注意喚起しています。

しかし、一旦電話に出ると、相手は百戦錬磨のいわば話術のプロで、きっぱり断る事はなかなか難しいのも事実です。そこで、最近では、受話器を取った直後に、「この電話は通話内容を録音します。」と相手方にガイダンスが流れる機能が付いた、いわゆる特殊詐欺撃退電話機や後付装置が普及しています。

効果については、悪質業者や犯罪者が会話内容や声紋等の証拠が残ることを嫌うことから、警察庁や消費者庁のモデル事業の検証結果により抑止力があると認められています。

導入を希望される方は、電話会社や電気店に相談するとよいでしょう。



その他

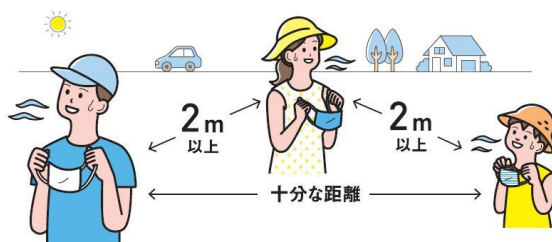
- ・大型店舗で購入した不織布マスクが7枚中すべてゴムの部分が着ける時に取れてしまう。販売元に電話をしたが、コールはするが何度かけても出なかった。

「新しい生活様式」における熱中症に注意しましょう

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、

1. 身体的距離の確保, 2. マスクの着用, 3. 手洗いや、「3密(密集, 密接, 密閉)」を避ける等の対策が求められていますが、例年よりもいっそう熱中症にも注意してください。

屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合にはマスクをはずすよう、少しでも体調に異変を感じたら速やかに涼しい場所へ移動して水分などを補給するなどして熱中症を予防しましょう。



～厚生労働省 HP より抜粋～

食品の品質表示

7月中に12名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈7月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	トマト	名称・産地	22	有	22
					無	0
		メロン		22	有	22
					無	0
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	牛肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		油揚げ	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	22	有	22
					無	0

- ・シャインマスカットが入った箱の産地と商品に貼られた産地表示が異なっていた。
- ・雨の日が多く、野菜等の高騰が続いているように感じる。
- ・トマトは産地が袋に小さく記載されていた。
- ・貝類が店頭になく、魚を調査した。
- ・青森産ホタテ、北海道産シジミなど県外のものも多かった。



消費生活相談員のコメント

今回の水産物の調査品目が貝でしたが、出荷制限等で店頭に置いていないという報告もあり、ウォッチャーさんが調査に苦労していたようです。

二枚貝類は主に海水中のプランクトンを主食としていますが、一部のプランクトンの中には毒を持つものがあり、これを貝が摂取することによって毒化するのが貝毒です。これら毒化した貝を食べたとき、ある一定のレベルを超えた場合に症状が現れてくるのが、貝毒による食中毒です。

貝毒は下痢性貝毒、麻痺(まひ)性貝毒の2種類が広く知られています。下痢性貝毒はその名の通り、毒化した貝を食べた場合、下痢や腹痛等の症状を引き起こします。現在までのところ死亡例はありません。まひ性貝毒は一般的によく知られているフグの毒と同じ神経性の毒で、毒化した貝を食べた場合、手足のしびれやまひ、呼吸困難などの症状が現れ、場合によっては死亡することもあります。

宮城県では毒化した貝類が流通しない様、生産者団体と連携して検査体制を構築し、出荷制限などの対応をしています。

～宮城県HPより引用～



～編集後記～

コロナウイルス感染が心配される日々、マスク着用やソーシャルディスタンスを心掛け夏休みを過ごしたことと思います。熱中症の心配もありますので、室内で過ごす場合には、室温や換気などに注意し水分の補給を十分に行ってください。最近、マスク等の品不足もなく安定してきましたが、消費者の不安をあおる電話勧誘や商品の送り付け商法、ネット上の架空請求や儲け話など怪しい商法にはご注意ください。おかしいと思ったら、消費生活センターにご相談ください。

☎大崎市消費生活センター 0229-21-7321

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



第1回「消費者安全確保地域協議会」が開催され委員11名に委嘱されました。

令和2年 8月20日 発行